インターネット公売（入札形式）の流れ

①「KSI官公庁オークション」ログインIDの取得

◆あらかじめ、「KSI官公庁オークション」のログインIDを取得します。
◆メールアドレスの認証を受けます。
◆代理人が手続をする場合は、3ページをご参照ください。

②公売参加申込情報の登録

◆入札に参加するには、公売参加申込期間中に、インターネット公売の画面上から参加申込情報を入力する必要があります。
◆申込にあたっては、事前に必ず『熊谷市インターネット公売ガイドライン』をご確認ください。
※不動産の公売の場合、この時点では「仮申し込み」の状態であり、以下の手続きを行わないと公売に参加できません。

③公売保証金の納付

◆公売保証金の納付は、クレジットカードによる納付と銀行振込等で納付する方法があります。公売保証金については、各公売物件ごとに定められていますので、 公売物件詳細画面からご確認ください。

※必要書類の提出（不動産の公売時）

◆不動産の公売に参加する方は、入札開始日までに「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」の提出が必要です。
◆公売財産が農地（市街化区域内）を含む場合、指定の期日までに買受適格者証明書の提出が必要です。
※これらの書類の提出及び公売保証金の納付により、「仮申し込み」から「本申し込み」に移行し、入札に参加できるようになります。

④入札・次順位買受申込

◆入札期間中に物件詳細画面上で、入札額を入力します。
◆入札は、一度のみ可能ですので、ご注意ください。
◆次順位買受申込を希望する場合は、申込を行います。

⑤開札・追加入札

◆最高価申込及び次順位買受申込の会員識別番号と落札価額が一定期間公開されます。
◆最高価額での入札者が複数名いる場合は、追加入札を行います。

⑥最高価申込者と次順位買受申込者の決定

◆最高価申込者と次順位買受申込者に電子メールを送信します。

公売保証金の返還（※最高価申込者と次順位買受申込者以外）

◆公売保証金は、入札終了後に返還します。
◆クレジットカードによる納付の場合、引き落としを行いません（ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。）。

⑦売却決定・買受代金の納付

◆落札者は、熊谷市の案内に従い、買受代金を納付します。
◆買受代金納付期限までに納付がない場合、売却決定は取り消され、公売保証金は没収されます。

⑧公売財産の権利移転

◆熊谷市が買受代金の納付を確認後、公売財産の所有権移転登記・登録をします（登記・登録に伴う費用等は落札者の負担となります。）。

インターネット公売（せり売り形式）の流れ

①「KSI官公庁オークション」ログインIDの取得

◆あらかじめ、「KSI官公庁オークション」のログインIDを取得します。
◆メールアドレスの認証を受けます。
◆代理人が手続をする場合は、3ページをご参照ください。

⇩

②公売参加申込情報の登録

◆入札に参加するには、公売参加申込期間中に、インターネット公売の画面上から参加申込情報を入力する必要があります。
◆申込にあたっては、事前に必ず『熊谷市インターネット公売ガイドライン』をご確認ください。
※公売保証金を銀行振込等で納付する選択をした場合、この時点では「仮申し込み」の状態であり、熊谷市が公売保証金の納付を確認できるまで公売に参加できません。

⇩

③公売保証金の納付

◆公売保証金の納付方法は、クレジットカードによる納付と銀行振込等で納付する方法があります。公売保証金については、各公売物件ごとに定められていますので、公売物件詳細画面からご確認ください。
※公売保証金を銀行振込等で納付する選択をした方は、熊谷市が納付を確認することにより、「仮申し込み」から「本申し込み」に移行し、入札に参加できるようになります。

⇩

④入札

◆入札期間中に物件詳細画面上で、入札額を入力します。
◆入札は、期間中何回でも可能ですが、取消しや変更はできません。

⇩

⑤最高価申込者の決定

◆最高価申込者の会員識別番号と落札価額が一定期間公開されます。
◆最高価申込者に電子メールを送信します。

⇩ ⇨

公売保証金の返還（※最高価申込者以外）

◆公売保証金は、入札終了後に返還します。
◆クレジットカードによる納付の場合、引き落としを行いません（ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。）。

⇩

⑥売却決定・買受代金の納付

◆落札者は、熊谷市の案内に従い、買受代金を納付します。
◆買受代金納付期限までに納付がない場合、売却決定は取り消され、公売保証金は没収されます。

⇩

⑦公売財産の引渡し

◆熊谷市が買受代金の納付を確認後、公売財産の引渡しを行います。

◆代理人が手続をする場合

代理人が手続をする場合は、入札開始2開庁日（土曜開庁を除く）前までに、以下の書類を提出してください。書類の提出が確認できない場合には、参加申し込みを取り消しますので、ご承知おきください。

（1）委任状

（2）委任者（公売参加者）の住民票等の本人確認書類（公売参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本など）

※委任状の様式は、以下のホームページをご参照ください。
（URL） https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/somu/nouzei/oshirase/internetkoubaipdf.html

熊谷市HP⇒トップページ⇒市政情報⇒組織・附属機関⇒総務部⇒納税課⇒お知らせ⇒インターネット公売の申込手続について

◆不動産の公売に参加する場合

不動産の公売に参加される方は、入札開始日までに「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」の提出が必要です。陳述書の提出についての詳細、注意事項および陳述書の様式は、下記のURLから確認することができます。
（URL） https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/kobai/hudousankoubai.html

熊谷市HP⇒トップページ⇒市政情報⇒公売⇒「不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置」の創設について

入札開始日までに陳述書の提出がない場合や陳述書に不備がある場合、申込手続きが完了せず入札に参加できませんのでご注意ください。

●公売物件が農地（市街化区域内）を含む場合

公売物件が農地法上の農地を含む場合には、入札開始2開庁日前（土曜開庁を除く）までに、農業委員会から交付を受けた「買受適格者証明書」を提出してください。

（1）期限日までに「買受適格者証明書」の提出がない場合、農地を含む不動産の公売には参加できません。

（2）「買受適格者証明書」の発行手続については、公売物件が存在する市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

※市街化調整区域内の農地については扱いが異なりますので、ご注意ください。

◆公売財産の権利移転および引渡などについて

権利移転手続、引渡、その注意事項などについては、「熊谷市インターネット公売ガイドライン」を必ずご確認ください。

※熊谷市インターネット公売ガイドラインは、以下のホームページからご確認ください。
（URL） https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/somu/nouzei/oshirase/internetkoubaipdf.html

熊谷市HP⇒トップページ⇒市政情報⇒組織・附属機関⇒総務部⇒納税課⇒お知らせ⇒インターネット公売の申込手続について